

○第6回社会福祉法人会計基準等検討会資料
資料7QA改正案の問5より抜粋

(答) ←

満期保有目的の債券とは、法人が満期まで継続して保有するという積極的な意思と能力に基づいて保有する債券であり、償還期限前に売却を行った場合には、保有目的の変更があったものとして、満期保有目的の債券に分類された残り全ての債券についても、満期保有目的以外の有価証券に保有目的を変更しなければならない。 ←

また、満期保有目的の債券の「全部」を売却した場合であっても、保有目的の変更があったものとして捉えることから、「一部」を売却した場合と同様、保有目的の変更を行った事業年度を含む2事業年度においては、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできない。 ←

なお、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて 15 満期保有目的の債券について (2) 保有目的の変更について」に記載されている「当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益が生じることが合理的に見込まれる場合」とは、債券の発行者の信用状態の著しい悪化のほか、保有資産の安全性の向上又は保全を図る観点から他の債券への入替えを行うことが合理的と認められる場合も含まれる。 ←

上記資料につき、以下、修正案を提出申し上げます。ご検討ください。

(案) 下から2行目の中ほど以降の修正案

…のほか、保有する債券を、信用リスク及び償還期限等に照らして同等以上の安全が認められる債券に買い換えるものであるときなど、資源を安全に保全・運用するという当初の保有目的に沿って他の債券への入替えを行うことが合理的と認められる場合も含まれる。実際の運用にあたっては、投機的運用とみなされないための法人内部のルールの整備が必要であることに留意する。